

本会議から付託された議案 7 件，請願 2 件を審査するため，12月13日に総務文教委員会を開催しました。

議案第 70 号 総社市大規模災害被災地支援に関する条例の制定について

～内容～

総社市による災害被災地の支援に関し，市民に誇りと高揚感を醸成し，お互いが支え合う共助の精神をより涵養（かんよう）するため条例を制定するもの。

～結果～

次のような審査の結果，議員から活動の範囲を日本国内に限定すべきであるとの修正案が提出され，全員一致で**修正案が可決**された。次に，修正可決した部分を除く原案について採決した結果，修正可決した部分を除く原案についても，全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

～質疑～

問：被災地支援は，条例の公布後から行うということで，今時点で起こっている災害へは行かないということか。

答：この条例を議決いただき，公布後の災害に対して支援を行う。

問：本市はAMD Aと提携して災害支援を行っている。AMD Aは世界的に活動を伸ばしているが，本市には世界に出向くほど余裕はないと思う。AMD Aが海外や国内でも離島の方へ支援に行くという話があった場合，本市も支援に行くのか。エリア，規模等の制限があるのか。

答：エリアについては，日本国内を想定している。海外については，適材適所な人材が本市職員にいれば，AMD Aのバックアップ的な支援として行くことがあるかと思っている。職員が大規模的に海外を支援するということは考えていない。

激甚災害等の大規模な災害が国内で発生した場合には，本市職員のできる範囲内のことでやらせていただこうと思っている。

問：本年度の残された期間に発生する災害に関して，この 1,000 万円を計画したのか。うがった見方をすると，先日の雪舟サミットの席上で，市長がサミットの関連自治体との間で災害相互支援をやりたいというような話をしていたが，本市が先駆けてそれをやりたいといった思惑が入っているのか。

答：災害はいつ発生してもおかしくないという状況で，今議会でこの条例を提案させていただいた。予算的には，3月11日に発生した東日本大震災のときに，当初の約1カ月間の支援で，約1,000万円かかった。それを参考に1,000万円ということ

予算案で計上している。

問：この条例は、どこの条例をモデルにしたのか。

また、南海トラフを想定して作ったということだが、南海トラフの本市に与える影響をどのように想定しているのか。本市も被災した状況でもこの条例を適用し、支援に行くのか。

答：この災害支援条例そのものを全国で制定している団体は少ない。どこのを参考にしたというのではなく、我々総社市ができる範囲内のことで考えた。

南海トラフの被害想定は、本市では、建物は全壊が 20 棟、半壊が 789 棟、人的被害は、死者、行方不明者が 3 名、負傷者が 175 名となっている。本市で被害がないという状況ならば他市へ支援に行くということで、本市に災害が発生していれば、当然本市を優先にし、支援に行くということはないと思う。

問：ボランティア保険についてどのように考えているのか。

答：ボランティア保険は、ボランティアを強制するのではなく、自主的にボランティアに行かれる方には、市の援助があるならば、ボランティア保険に入ろうかという方も多数おられると思うので、そういった方の助けになればと思い援助をさせていただこうと思っている。

前もって市へ登録をしていただいた後、まず自分でボランティア保険に加入し、支援から帰った後、実績報告書を提出していただいた後に保険料は、お返しするというような形をとりたいと思っている。

問：確かに共助の精神は大事であり、市民にもそういう共助の精神を作っていくのは大変大事なことであるが、国内に限定するという規定がなければ、AMD Aと提携している限りは海外支援もあると考える。不安な気持ちを払拭できない。

答：海外支援はAMD Aから要請があった場合、その要請に耐え得る人材が本市職員の中にいるかどうかということになってくる。今までは通訳として支援活動に従事した。むやみやたらに職員を派遣することは想定していない。

また、AMD Aを通じて支援物資だけを送るということもあろうかと思う。

問：被災地の支援会議は庁議のメンバーと議会事務局長とで組織するとのことだが、災害が起きてすぐ翌日、あるいはその次の日に支援を行うことはなかなか難しいのではないかと思う。そうすると、市民を入れた会議あるいは市民だけのもう一つの会議を設置する考えはないか。

答：迅速な支援を考える面では、今のところそういうことは考えていない。

～内容～

消費税法等の改正により平成 26 年4月1日から税率が8%に引き上げられることに伴い、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案を可決すべきであると決定した。

議案第 72 号 総社市税条例の一部改正について

～内容～

地方税法の改正により、個人住民税の年金特別徴収制度の見直し等に伴い、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案を可決すべきであると決定した。

議案第 73 号 総社市総社吉備路文化館条例の一部改正について

～内容～

総社吉備路文化館の休館日について、管理運営が直営になることを考慮し、毎週月曜日を休館日に追加することに伴い、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

採決の結果、全員一致で原案を可決すべきであると決定した。

～質疑～

問：開館の予定はいつ頃になるか、また、どういった陣容でやるのか。
答：開館予定日は平成 26 年4月1日である。また、運営については、今のところ最低 2名常備で考えている。
問：開館時間、休館日については、使いやすく、利用しやすくしてほしいというのが利用者の気持ちだと思う。運営を受けてくださる者がいないので、市が職員を配置するということだが、今後の目途は持っているのか。
答：NPOなど様々なところに民間委託についてお話をさせていただいたが、初めてのことで実際にどのぐらい費用がかかるのか不明であり、すぐに受けることは遠慮したいということであったため、とりあえず市が直営でやろうという結論に至った。
問：吉備路風土記の丘、県立自然公園の中に特別地域があるが、その中で進入路をどういうふうに設けていくのか。また、吉備路文化館の位置が国分寺から少し離れており、場所が分かりにくいいため、看板等は難しいのではないか

と思うが、これからオープンにかけてどのようにPRしていくのか。

答：現状では建物の北東から進入する道を利用している。また、車でお越しの方は、国分寺北側の駐車場を利用し、歩いていただこうと考えている。

また、PRについては、いろんな広報活動を行うが、一つとしては吉備路と連携を密にし、国分寺の駐車場あたりに吉備路文化館でのイベント案内を設置することも考えていきたい。

問：2年間ほど直営で運営し、月曜日を休館するとのことだが、その後もずっと月曜日が基本的に休みでいこうということか。

答：直営の間はそうしようと思っている。

議案第74号 総社市体育施設条例の一部改正について

～内容～

総社高梁川河川敷グラウンドの芝張りが完了し、平成26年4月から供用開始することに伴い、既に芝が張られている清音河川敷グラウンドの使用料金と同一の単価とするため、関係条文の整備を行おうとするもの。

～結果～

採決の結果、全員一致で原案を可決すべきであると決定した。

～質疑～

問：高梁川河川敷グラウンドの使用料が、1区画当たり一般は200円が600円に、高校生以下は100円が300円となり3倍になる。芝生になったことによって使用頻度が増すと考えているのか。

答：芝生化したことでグラウンド的にもレベルアップしており、利用希望者は増える可能性もあるが、金額が高くなったということで利用を遠慮される方がいらっしゃるかも分からない。その辺りはやってみないと分からない部分がある。

問：芝を張るとメンテナンスが非常に大変になってくるが、土のグラウンドと比較してどれぐらいの費用がアップするか。

答：本年度5月に芝張りが完了し、今試行錯誤で被災箇所の修復も行っている。シルバークレーン等へ委託し維持管理も並行して行っており1,000万円近い額が必要になるのではないかと考えている。土のグラウンドの場合は、草抜作業の経費が必要だった。

問：芝を張り多目的グラウンドから芝グラウンドと名前が変わったが、使用範囲は多目的な利用で変わらないか。

答：スポーツ施設なので、スポーツを優先するが、今までどおりイベント等多目的に使っていただく。

議案第 84 号 平成 25 年度総社市一般会計補正予算（第 5 号） のうち、本委員会の所管に属する部分

～内容～

- ・ 人事異動に伴う人件費の補正
- ・ ウィンドウズXPのサポートが平成 26 年4月で終了に伴い、ウィンドウズセブンへの更新に要する経費
- ・ 大規模災害被災地支援に要する経費
- ・ 総社東中学校及び総社西中学校のエアコン設置に伴う受電設備の改修経費

の増額が主なもの

～結果～

採決の結果、本委員会の所管に属する部分は全員一致で原案を可決すべきであると決定した。

また、厚生委員会において、補正予算について、雪舟くんのデザインを変更するラッピング委託料を減額する修正案が提出され、可決すべきであると決定されたことに伴い、本委員会の所管に属する予備費を増額することについて質疑・討論を行ったところ、特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で予備費の修正案を可決すべきであると決定した。

～質疑～

問：赤米の関係で対馬市への旅費を要求しているが、継続的に行っている事業の一環なのか、来年からも続けてやるのか。

答：赤米の栽培を行っている長崎県対馬市、鹿児島県の南種子町との連携を図りたいということで、赤米大使の相川七瀬さんが仲介し、今回初めて長崎県対馬市へ職員が行くことになったもので、継続的に行くということではない。

問：天然記念物の作原の古木の養生は具体的にどのようなことをするのか。他に総社市には対象の天然記念物はどんなものがあるのか。

答：作原のムクの古木については、幹が裂けた箇所はワイヤー等で縛り、大きくなった枝については支えをしており、ワイヤーや支えが古くなったのを取り替えようとするものである。その他市内には、阿曾の正眼寺のいぶき、山手の大松他古い天然記念物がありそれらの治療も行っている。

問：債務負担に総社中学校のエアコン整備 1,800 万円があるが、現在の小学校、中学校の普通教室、または特別教室へのエアコン設置の考え方はどうか。どれくらいで設置が完了する見込みなのか。

答：校長室、職員室、保健室、コンピューター教室、図書室には既にエアコンは設置されている。今後、普通教室については3年計画で中学校の普通教室全てにエアコンを設置し、中学校が完了の後、引き続き小学校の方へも順次設置していきたいという計画である。できるだけ早期に設置したいと思っており、中学校を3年計画で動いてい

るが、できれば2年に短縮して設置したいと思っている。小学校の方は平成26年度、27年度には耐震化事業が本格化してくるので、耐震化をまず優先し、その後、順次小学校へエアコンを設置していきたい。何年計画というような計画は持っていない。

問：400万円で中庭のガラス飛散を修理したとのことだが、今後どのようなことに利用しようと考えているのか。

答：中庭については11月初めに一部改修を終え、現在イベントや式典で利用している。今後は、市民ギャラリーや憩いの広場という活用も考えている。

問：諸費の負担金補助及び交付金のボランティア保険加入補助金7万円の積算根拠はどうか。

答：それぞれ個人で加入する保険は異なっていると思うが、社会福祉協議会で取り扱っている保険料700円×100人＝7万円で積算した。

問：被災地支援経費1,000万円の考えはどうか。

答：東日本大震災での実績をもとに総額1,000万円を計上した。

旅費は東北地方あたりまでの支援物資の運搬、保健師等の派遣旅費、

通信運搬は、物資だけをゆうパック等で送る場合の送料、

使用料及び賃借料は、東北地方辺りまでを想定し有料道路、高速道路の通行料、

自動車借上料は、物資を直接職員が運搬する場合の2トントラック等レンタカー借上料を想定している。

同意第5号 教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

～内容～

本年8月末に本市の教育委員1名が辞任され、現在、欠員が生じていることに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第4条第1項の規定により、後任の教育委員に三宅眞砂子（みやけまさこ）氏を選任しようとするもの

～結果～

質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で同意すべきであると決定した。

請願第6号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請について

～請願内容～

少人数学級をさらに推進し、30人以下学級にするとともに、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を2分の1に復元するよう、政府等関係方面へ意見書の提出を求める。

～結果～

特に質疑，討論もなく，採決の結果，**全員一致で採択**すべきであると決定した。

請願第8号 消費税の複数税率導入と新聞への軽減税率適用に関する請願

～内容～

来年以降の消費税率の引き上げに伴い，複数税率を導入し，新聞への軽減税率を適用すること。

～結果～

参考人として請願者を代表して加藤辰彦（かとうたつひこ）氏の趣旨説明を受け，委員から，「新聞は，再販制度によって守られているにも係わらず，さらに，軽減税率の適用を求めるとはあまりにも身勝手ではないか。」また，「少ない値上げでも影響を受ける人たちから新聞を奪ってしまうことになるので，軽減税率を適用せざるを得ない。」等の意見があった。

その後，下記のような討論が行われ，起立採決により採決を行ったところ，**起立多数で採択**すべきであると決定した。

～討論～

反対

日本の新聞業界は再販制度で守られており 非常に優遇されている。

賛成

家庭に新聞を配るというシステムや，山奥でも駅でも，どこで買っても新聞は同じ値段になっており，そういう部分にもコストがかかる。

さらに，新聞はある程度公共性を持っており国民の常識の範囲内で知識を伝えるという意味では，ある意味最低限の知識であり，誰もが食べる食料品と同じであるとも言える。国が判断を下すときには，地方からの意見を総合して判断することから，今の時期にお願いしないとチャンスを失う。そういう諸々の条件を加味して，ここで採択すべきだと思う。